

大郷町住民バス広告掲載取扱要領

令和6年11月29日

告示第136号

（趣旨）

第1条 この要領は、大郷町有料広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、大郷町が所有する大郷町住民バスの車両（以下「住民バス」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第2条 住民バスに掲載できない広告の内容等については、要綱第3条及び大郷町有料広告掲載に関する基準（以下「基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名は掲載しないものとする。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格等は大郷町住民バス有料広告原稿製作要領によるものとする。

2 応募できる枠数は車両毎1枠までとする。

3 町長は、車両の運行ルートを運行状況により変更できるものとする。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、1月毎とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 前項に規定する掲載可能期間は、年度内において最長12月とする。

（広告掲載の申込み）

第5条 住民バスへの広告掲載希望者は、要綱第6条に規定する大郷町有料広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を、別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

（広告内容の修正等）

第6条 町長は、広告の内容及びデザイン等が要綱及び基準の規定に

よるほか、この要領に違反しているか、あるいはそのおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

- 2 広告主は、掲載している広告に誤り及び汚損等があった場合、町長に申し出ることにより差し替えることができる。ただし、この場合、広告の内容を変更してはならない。

（広告の変更）

第7条 広告主は、決定のあった掲載期間内であれば広告の内容を変更することができる。

- 2 前項の規定により広告掲載の内容を変更しようとするときは、広告主は書面及び広告の原稿を町長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により書面等が提出された場合、町長は審査のうえ変更の可否を通知するものとする。

（広告の取り下げ）

第8条 広告主は、自己の都合により住民バスへの広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

- 3 第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、取り下げた月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあっては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。

- 4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

（広告主の責任）

第9条 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、町長に対して保証するものとする。

- 2 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場

合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

3 広告主は、要綱第7条第2項の規定により決定を受けた住民バスへの広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

（疑義の決定）

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、町と広告主で協議するものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。